(宛 先) 区役所等所管課の課長

緊急通報システム発信設備設置対象者に係る意見書

年 月 日

				消防署	(分署)長
京都市緊急通報システム事業等運営要綱第5条第2項第5号の規定により、緊急通報システム発信設備の設置が特に必要と認められる者について下記のとおり通知します。					
氏 名		年齢		性別	男・女
分 玩					
住所冒	 言話番号		_		
(理 由)					